

八幡平市農地賃借料情報

令和8年4月 配布

農地法第52条に基づき、令和6年9月から令和7年8月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a当たりの年額、使用賃借は除く）を公表します。

なお、この情報は参考です。賃借料を決める場合は、圃場条件や社会情勢を勘案し、当事者間で十分協議してください。

令和7年12月25日

八幡平市農業委員会

1. 田（水稲）の部

締結（公告）された地域名		（金額：年額）		
		平均額	最高額	最低額
西根地区	大更			
	田頭	4,000円	6,400円	2,000円
	平笠			
	平館、堀切	4,100円	8,300円	2,600円
	西根寺田、帷子、上関、荒木田			
松尾地区	松尾	3,300円	5,000円	2,000円
	野駄	2,100円	2,100円	2,100円
	松尾寄木	2,700円	3,700円	2,000円
安代地区	細野、畑			
	荒屋	2,700円	3,000円	2,600円
	五日市、浅沢			
田山、館市				
（参考）八幡平市平均			3,700円	

2. 畑（普通畑）の部

締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額
西根地区	3,600円	5,300円	2,500円
松尾地区	2,000円	2,400円	1,300円
安代地区	2,200円	2,500円	1,300円
（参考）八幡平市平均		3,600円	

3. りんどうの部

締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額
市内全域	3,800円	5,000円	3,000円

4. 牧草の部

締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額
西根地区全域	3,100円	5,000円	1,200円
松尾地区全域	2,500円	3,500円	1,500円
安代地区全域	-	-	-
（参考）八幡平市平均		3,000円	

* 農地法第3条、農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき賃借料を設定を収集しています。

* 農業委員会に申請のあった賃借の金額のうち地域内の平均と比べて著しく高額または低額な賃借は除いて算出しています。

* 賃貸借件数が少ない地区は、近隣地区や前年度実績をもとに算出しています。

* 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。

* 使用賃借（賃借料0円での賃借、全体の約55%）は、対象から除いています。

農地の賃貸借等に関する問合せ

八幡平市農業委員会事務局（0195-74-2111）